

金 沢 駅 前

# めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Nov. 2022 vol.118

## 11月号

### CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

## 全国旅行支援

近頃は寒暖差が厳しくなってきましたが、皆様体調を崩されていませんか? 11月は文化の日や勤労感謝の日といった祝日もあり、秋から冬への季節の移り変わりも楽しめる時期なのでお出かけしたくなりますね。先月から「全国旅行支援」が始まり、旅行代金の40%(上限あり)が割引される上、旅行先の地域クーポンももらえてお得に国内旅行を楽しむことができます!なお、利用の際には①本人確認書類、②ワクチン3回接種済証または陰性証明が必要になるようです。コロナ対策をしっかりとしながら、この機会に行ったことがない地域を訪れて地域文化に触れてみたり、紅葉や温泉で日頃の疲れを癒したりして、年末に向けてリフレッシュしてみてはいかがでしょうか?(^^)





今月はココを  
チェック!

# めがね税理士の厳選税務



TOPIC



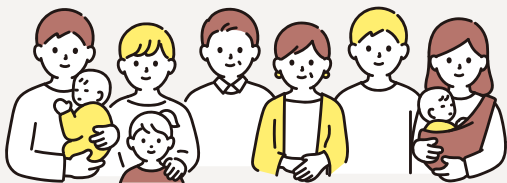
所得税：国外に居住する親族の扶養控除

外国人雇用者など海外に居住する扶養親族がいる場合でも、所得税法上は扶養親族要件を満たせば、**日本に居住していなくても扶養控除を適用することが可能**です。なお、近年の税制改正で適用要件の見直しが行われ、年末調整の際に提出する令和5年分の「給与所得者の扶養控除申告書」が一部変更となっていますのでご注意ください。

## 1 扶養控除が適用されるための要件 (扶養親族要件)

以下のいずれも満たすことが必要です。

- 居住者の親族であること
- 居住者と「生計を一にする」こと
- その親族等の合計所得金額が38万円以下であること



## 2 国外居住親族を 扶養控除の対象とする場合

国外居住親族を扶養控除の対象とする場合、1に加えて「**親族関係書類**」と「**送金関係書類**」を提出する必要があります。

### ■ 親族関係書類とは

戸籍の附票やパスポートの写し、外国政府等が発行した書類等

### ■ 送金関係書類とは

外国送金依頼書等の金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払ったことを明らかにする書類や**クレジットカードの利用明細書**等(この場合の送金は、**扶養親族の対象とする親族ごとに送金する必要があり、一人の方にまとめて送金している場合は認められません。**)

## 3 税制改正による年齢要件の見直し(令和5年分から適用)

税制改正により、令和5年分の所得税から、上記2の適用対象となる親族の年齢要件が見直しとなり、30歳以上70歳未満の者については**①留学により非居住者となった者、②障害者、③居住者から生活費等で38万円以上支払いを受けている者、のいずれにも該当しない場合、扶養控除の適用対象から除外することとなりました。**

そのため、令和5年以降30歳以上70歳未満の者で控除を適用するには、**上記に加えて①の場合は「留学ビザ書類」、③の場合は「その年の送金額が38万円以上であることを明らかにする書類」が必要**となる点に注意が必要です。

## MUKAI NEWS!

### 3年ぶりの社員旅行! 大阪USJに行ってきました!!

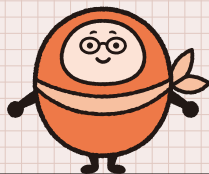
初めまして、むかいアドバイザーグループの青木です。今年の7月に新しくむかいグループの仲間に加わり、会計業務を勉強中です。皆様よろしくお願ひ致します!さて、弊社では10月7日に3年ぶりとなる社員旅行で大阪USJに行ってきました(私個人としては初めてですが笑)。朝6時に眠い目を擦りながら金沢駅に集合、当日はあいにくの雨模様ではありましたが、この日だけは仕事を忘れ、子供に戻ったように楽しみました(^^)来年はどこに行くのか今から楽しみです!笑 これから年末に向けて慌ただしくなりますが、先輩方を見習い、地に足を付けて業務に取り組みたいと思います!



# むーマンの相続相談室

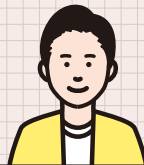
テーマ：生活費や教育費の援助 贈与税はかかる？

お悩み  
解決！



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに  
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも  
むーマンに助けてもらっている。

## Question

孫の結婚式・披露宴の費用や家具・寝具・家電製品等の購入をするためのお金をあげたいと思っています。この場合、贈与税がかかるのでしょうか？



太郎さん



むーマン

扶養義務者（父母や祖父母など）からの生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるものについては贈与税の課税対象となりません。結婚式・披露宴の費用等については、実際にその費用に充てられる部分については、贈与税の課税対象となりません。

通常必要な  
範囲内で！

少し多めに渡してお金が余ってしまった場合は、どうなりますか？



太郎さん



むーマン

贈与を受けたお金が預貯金となっている場合や、株式や不動産などの財産の購入に充てられた場合は、結婚式・披露宴の費用等に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となります。

また、孫の大学入学にあたっての、入学金や授業料を出してあげたいと思っています。この場合、贈与税がかかるのでしょうか？



太郎さん



むーマン

教育上、通常必要と認められる学資、教材費、文具費、通学のための交通費などは、贈与税の課税対象となりません。これは義務教育費に限られません。

数年間分の教育費を一括してあげても大丈夫でしょうか？



太郎さん



むーマン

贈与税の課税対象とならない生活費又は教育費は、生活費又は教育費として必要な程度直接これらの用に充てるために贈与を受けた財産になります。数年間分の生活費又は教育費を一括して贈与を受けた場合、そのお金が生活費又は教育費に充てられずに預貯金となっている場合や、株式や不動産などの財産の購入に充てられた場合は、その生活費又は教育費に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となりますので、注意が必要です。

むーマン  
から一言！

WEBからも  
ご予約可能！

相続の無料相談予約受付中！

お気軽に！

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



## 今月の経営のヒント

### MANAGEMENT TIPS



「 追求する 」

月にに向けてロケットを発射する。轟音とともにたちまち天空高くとび立って、もはや人間の目にはとどかない。しかし追跡装置が完備して、どこまでもこれを追う。だからこそ、ロケット発射の意義がある。射ちっ放し、消えっ放しでは、浪費以外の何ものでもない。人間社会の人間同士の間でもこれと同じこと。命じっ放し、指示しっ放し、頼みっ放しでは何の意味もない。何の成果もあがらない。命じたからには、これを追求しなければならぬ。それが命じた者の責任ある態度というものであろう。追求される方も容易でないが、追求する方もほんとうは大へんである。ロケットを追跡する以上の配慮がいる。根気がある。しかし、追求する方もされる方も、おたがいにこれほどの覚悟を持ちたい。(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

### SECOND OPINION

## 税務セカンドピニオン

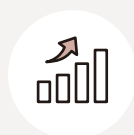
むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



### 税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の  
対策を打ちたい



経営改善について客観的な  
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの  
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が  
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに  
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人／むかい司法書士法人／むかい行政書士法人  
むかいアドバイザリー株式会社／むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ  
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター  
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託  
サポートセンター  
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE  
相続に関する情報を定期配信しています